

社会福祉法人聖愛育成会 車両貸し出し 事業実施要項

(目的)

第1条 この事業は、地域住民からの要請を受け、社会福祉法人聖愛園育成会(以下「法人」という。)が所有する車両の貸し出しを行い、交通弱者の外出支援を行う事を目的とする。

(利用対象者)

第2条 本事業の対象となる者(団体)は、奥州市内に居住するもので、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 普通運転免許証を所有し、所得後1年間を経過したもの
 - (2) 高齢運転者については、臨時認知機能検査で第1・2分類に分類されない者
 - (3) 車いすで生活する者又は、外出時に車いすを必要とする家族(3親等以内)を有し、その家族の通院や外出を行う際に福祉車両の使用を希望する者
 - (3) 重大な道路交通法違反行為のない者
- 2 前各号に掲げるもののほか、法人が当該事業の利用が必要と認めるもの。

(運営)

第3条 本事業の運営は、社会福祉法人聖愛育成会が行い、聖愛園居宅介護支援事業所内に設置した総合相談窓口「聖愛みんなの相談窓口」が受付等の実務を行う。

(営業日及び時間)

第4条 本事業の営業日は毎日とし、休業日は設けない。

- 2 車両貸し出し時間は、基本的に法人の運営する他事業で使用しない時間帯とするが、使用時間の相談は随時受け付けるものとする。

(利用時間)

第5条 1回の時間は、前条の通りとする。

(利用申請)

第6条 車両貸し出しを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、車両貸し出し申込書(様式第1号)と運転免許証の複写物を法人宛てに提出しなければならない。

(利用決定)

第7条 法人は、前条の申請を受けたときは、利用調整を行い、利用の可否を決定するものとする。貸し出しの決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、初回利用時に契約書の内容の説明を受け、法人と契約を取り交わすものとする。

(利用変更)

第8条 利用者は、決定を受けた内容を変更し、又は中止しようとするときは、車両貸し出し事業利用変更(中止)申請書(様式第2号)を法人宛てに提出しなければならない。

(費用負担)

第9条 車両貸し出し費用は原則無料とする。

- 2 車両の燃料代は、奥州市外の利用時のみ給油後返却とする。
- 3 交通事故による修理費用は利用者負担とするが、車両の故障が原因での交通事故については、協議の上費用負担を求める。
- 4 車両の破損について、利用者の過失がない場合は法人が支払いを行う。

(事故・破損時の対応)

第10条 利用者は、車両貸し出しを受けている最中に交通事故が発生した際は、速やかに法人へ連絡する事とする。また、車両が破損した場合も同様とする。

(車両の整備)

第 11 条 法人は、車両貸し出し事業の有無に関わらず常に保有する車両の整備を行う物とする。

2 法人は貸し出し前後に、利用者と共に車両の状態を確認することとする。

3 法人は奥州市外の利用貸し出し前には、車両の燃料を満タンにしておくものとする。

4 利用者は奥州市外で利用した車両を返却するときは、車両に燃料を使用した分を給油する事とする。

(保険への加入)

第 12 条 法人は、車両貸し出し事業の有無に関わらず常に保有する車両へ任意保険を掛けるものとする。また、任意保険の対象は利用者へも及ぶものとする。

(帳簿の整備)

第13条 法人は、この事業の運営に関し必要な帳簿を整備しておくものとする。

(補則)

第14条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

この要項は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。